議案第82号

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和 5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例(以下「改正後の市長等条例」という。)及び第3条の規定による改正後の大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例(以下「改正後の議員条例」という。)の規定は、令和4年12月1 日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の市長等条例又は改正後の議員条例の規定を適用する場合において、第1 条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の大 田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手 当は、それぞれ改正後の市長等条例又は改正後の議員条例の規定による期末手当の内払 とみなす。